

香川県教育委員会 12月定例会会議録

1. 開催日時 令和7年12月19日（金）
開会 午前9時30分
閉会 午前10時25分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教育長	淀谷 圭三郎
委員	藤澤 茜
委員	木下 敬三
委員	蓮井 明博
委員	鳥取 美穂
委員	持田 めぐみ

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	塩田 広宣
教育次長(兼)政策調整監	和田 友樹
教育次長	吉田 智
総務課長	景政 孝輔
義務教育課長	西原 明
高校教育課長	橋本 和之
保健体育課長	高田 孝行
生涯学習・文化財課長	持永 新
政策主幹(兼)総務課副課長	山下 利美
総務課課長補佐	三好 智久
総務課課長補佐	出口 明裕
高校教育課課長補佐	西山 聰
高校教育課課長補佐(兼)主任管理主事	太田 大介
高校教育課主任指導主事	筒井 京
総務課主任	谷川 万裕子
高校教育課主任	矢代 恵梨奈
高校教育課主任	西野 慎吾
保健体育課指導主事	米谷 将太
総務課主任主事	沢井 拓海

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

11月11日を開催した定例会の会議録署名委員の藤澤委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、その他事項1は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議 案

○議案第1号 香川県教育基本計画の変更（案）について

総務課長から、香川県教育基本計画の計画期間を令和8年度末まで延長するため、令和8年2月県議会定例会に議案を提出することについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 専決処分事項の承認について（令和7年11月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）に対する意見について）

総務課長から、令和7年11月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案、知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する教育委員会の意見について、議会日程等の関係上、教育長の専決により異議のない旨、申出を行ったことについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正について

総務課長から、公立学校職員の給料等の支給に関する規則について、「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年香川県条例第46号)」が施行されることに伴い所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

総務課長から、期末手当及び勤勉手当に関する規則について、「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第46号）」が施行されることに伴い所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

総務課長から、義務教育等教員特別手当に関する規則について、「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第46号）」が施行されることに伴い所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<藤澤委員>義務教育等教員特別手当について、今回新設する学級担任加算は月額3,000円ということで1日当たり数百円ということになる。もう少し上げればいいのにというのが率直な感想である。

<教育長>全体としてはどうなるのか。

<総務課長>一律支給されていた義務教育等教員特別手当を3分の2程度に引き下げるものに反して、今回、担任加算を入れていることや、教職調整額を段階的に10%に引き上げていくという国の考え方などをトータルで考えて、このような個々の算定をしているものと認識している。一方で組合からも、担任ではない先生への支給がないなど、いろいろな意見をいただいている。そのようなことも含めて、引き続き国へ要望していきたい。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第6号 指導改善研修被認定者の超過勤務手当、休日給及び超勤代休時間に関する規則の制定について

総務課長から、指導改善研修被認定者の超過勤務手当、休日給及び超勤代休時間に関する規則について、「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第46号）」が施行されることに伴い、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例が改正されるため、新たに規則の制定を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<教育長>これまで教職調整額が支給されていたのか。

<総務課長>これまで教職調整額が支給されていたが、指導改善研修の被認定者は、今後教職調整額が支給されない扱いになる。教職調整額の意味合いとして超過勤務手当相当という考え方があることから、教職調整額を支給しない以上、万が一、勤務時間外に業務をするときには超過勤務手当を出さないといけないということになる。

<教育長>ちなみに、被認定者は何人いるのか。

<総務課長>教育公務員特例法第25条の指導改善研修において、公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならない、と規定されている。現時点で、この規定に該当する方はいない。

<教育長>ということは、当面は適用されない規程ということか。

<総務課長>そのとおりである。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第7号 香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部改正について

高校教育課長から、香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則について、高校生臨時支援金受給権者においても、一定の要件のもと授業料等の減免を行えるよう、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<教育長>減免になる要件等について、「その他教育長が認めるとき」とはどのような場合か。イメージが沸かない。

<西山課長補佐>例えば、支援金については、月の初日に在籍していないと当該月の支援金を支給できないが、特別な事情により月の途中から在籍するようなときに

「教育長が認めるとき」として減免することが考えられる。

<教育長>「休学していた生徒が月の初日以外の日に復学するとき」という要件があるが、休学していない生徒の事例か。休学していない生徒が月の初日以外の日から復学というのは、どのような事例か。

<木下委員>例えば、転校生が来た時か。

<教育長>転校生が月の中途から入ったときということか。

<西山課長補佐>編入などの要件にあてはまらない場合に「その他教育長が認めるとき」で対応する。

<教育長>要件に当てはまらないけれども、要件と同じような事例であるということか。「教育長が認めるとき」とはこのような場合であるという要項か何かがあるのか。

<西山課長補佐>ない。

<教育長>「教育長が認めるとき」として何でも免除したらいい、というのはよくない。教育委員会の他の規程でも「教育長が認めるとき」というのは結構よくある。具体的にどういう場面で教育長が認められるかということを具体的に決めておかないといけないのでないか。全体的に規則の定め方について見直しが必要ではないか。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第8号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

高校教育課長から、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則について、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）」の一部が改正され、指導改善研修被認定者に対し、超過勤務手当の支給が可能となることに伴い所要の改正を行うことについて諮る旨、説明

【質疑】 なし

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（香川県の概要）及び令和7年度香川県体力・運動能力調査結果の概要について（非公開案件）

○その他事項2 東讃地域の新しい統合高校の制服に関するアンケート調査の結果について

高校教育課長から、東讃地域の新しい統合高校の制服に関するアンケート調査の結果について、説明。

【質疑・意見交換】

<木下委員>配布数が10,886に対して、回収が2,863。回収率26.3%は低い数字ではあるが、回収が2,863と十分に大きな数なので、確かにこの結果 자체は有意性があると思う。ただ積極的に回答した人と、制服に対して関心のある人の間に相関がある可能性も否定できない。純粋に制服に対するアンケート結果を得るなら、無作為に2,863人を選び、その全員に答えてもらうと、また違った結果になるかもしれないが、こちらの方が、より正確なアンケート結果が得られると思う。

<蓮井委員>制服の件はよくわかった。アンケートを通じて、皆さん通学手段について茫漠とした不安を抱えているというのが感じ取れる。JR造田駅からは歩いて行ける距離であるし、高松西高校や高松北高校から最寄りの駅までの距離感と遜色ないが、ことでんの長尾駅からは距離が遠すぎる。そのあたりの検討は行っているのか。

<高校教育課長>長尾駅から約2kmある。開校が近づいているので、さぬき市や大川バスとも協議をしているところであり、長尾駅から自転車で通学する生徒に関しては、市道の拡幅などをさぬき市とともに考えているところである。また、長尾駅から学校の前ぐらいまでバスで来られないかとか、ダイヤを改正し、生徒が登下校する朝夕の時間帯の便数を増やしていただけないかなど大川バスと協議をしているところである。

<蓮井委員>通学時間にターゲットを置けばいろいろ工夫ができると思う。